

「一般社団法人 吹田にぎわい観光協会」賛助会員規定

「一般社団法人 吹田にぎわい観光協会」(以下「協会」といいます)は、吹田の持つ伝統文化、民間活力、安全利便、知性品格などの独自の魅力を探求し、育成し、世界に発信することにより、吹田市をにぎわいのある魅力的なまちにしていくために、市民と産・学・官を継ぐ「まちおこし活動の拠点」として、郷土の発展に貢献していきます。

本規定は、当協会の運営に対し、ご協賛戴ける個人、法人又は団体様の遵守事項を記載しています。

1. 対 象

当協会の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体

2. 賛助金

賛助会員 年額 10,000 円 (入会日から起算して 1 年間)

【振込先】りそな銀行 江坂支店 普通 0133982
シャ) スイタニギワイカンコウキョウカイ

3. 特典

- ・協会が企画するイベント等に参加いただけます。
- ・協会が企画するイベントへ、ご希望があれば特別価格でご出展いただけます。
- ・協会 WEB サイトで賛助会員としてご紹介いたします。(掲載内容は要相談)

4. 退会

賛助会員はいつでも退会することができます。ただし、理事会が別に定める退会届をご提出下さい。尚、この時、協賛金や寄付金の払い戻しはいたしません。

5. 資格喪失

年払いの納入が 3 ヶ月以上遅延した場合、継続を辞退したものとさせていただきます。

6. 除名

賛助会員が、当協会の名誉を毀損し、若しくは当協会の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第 4 9 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができます。

7. 抛出品品の不返還

賛助会員がその資格を喪失した場合、既納の入会金、会費及びその他の抛出品品は、これを返還いたしません。

8. 会員名簿

当協会は、会員の種別及び氏名又は名称並びに住所を記載した会員名簿を作成します。

9. プライバシーポリシー

当協会は、提供していただいた個人情報を、原則としてそのサービスの目的以外の用途には利用いたしません。

10. 免責

- 1) 当協会の運営に、一時的な中断や停止が発生した場合の損害等一切を、当協会は負わないものとします。
- 2) サイト運営会社がサイト継続不能な状況になった時、サイトは停止しますが、その際にも一切の返金、損害の賠償はないものとします。

付則 本規定は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行されます。